

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要

改正箇所	改正内容
別表第一、別表第二 別表第三 (議案集(二)2~23ページ)	給料表の改定及び等級別基準職務表の改正 別表第一【行政職給料表(一)・(二)】及び別表第二【医療職給料表(二)・(三)】 別表第三【行政職給料表等級別基準職務表及び医療職給料表等級別基準職務表】 (1) 現1級から現3級までの職務の級を廃止し、新1級(係員)及び新2級(主任)を設置する。 (2) 現4級(係長)及び現5級(総括係長)に対応する職務の級として、新3級(係長)及び新4級(課長補佐)を設置する。 (3) 現6級(課長)及び現7級(統括課長)の職務の級を統合し、新5級(課長)を設置する。 (4) 現8級(部長)に対応する職務の級として、新6級(部長)を設置する。
扶養手当 (第11条、第12条) (議案集(二)1~2ページ)	(1) 配偶者に係る支給月額を7,700円引き下げる。 13,700円 ⇒ 6,000円 (2) 子に係る支給月額を3,000円引き上げる。 6,000円 ⇒ 9,000円 (3) 職員に配偶者がいない場合における扶養親族である子のうち一人(以下「欠配一子」という。)に係る手当の区分を廃止する。 13,700円 ⇒ 廃止
期末手当(第26条) 勤勉手当(第27条) (議案集(二)2ページ)	職務段階別加算対象職員を2級以上である職員とする。
本体付則 (議案集(二)2ページ)	等級別基準職務表の適用における級格付により昇格した者の職務に係る経過措置の規定を削除する。
改正付則 (議案集(二)23~60ページ)	(1) 職務の級の切替え 施行日における職務の級の切替えについては、付則別表第一【職務の級の切替表】により行う。 (2) 号給の切替え等 施行日における号給の切替えについては、付則別表第二【号給の切替表】により行う。 また、施行日における昇格による号給決定のうち号給の調整が必要なものについては、付則別表第三により行う。 (3) 給料の切替えに伴う経過措置 ア 切替後の給料月額が、施行日の前日の給料月額に達しない者については、現給保障措置を講ずる。 また、施行日の前日に2級又は7級であった再任用職員については、平成30年度に限り、同様の措置を講ずる。

改正箇所	改正内容
改正付則 (議案集(二)23~60ページ)	<p>イ 退職時に技能主任以上の職にない者であって、行政職給料表(二)2級以上の職務の級に格付けられていたものが、1級として再任用される場合は、2級の再任用給料月額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(4) 扶養手当に関する特例措置</p> <p>ア 平成30年度に限り、配偶者に係る支給月額を10,000円、子に係る支給月額を7,500円、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある欠配一子に係る支給月額を10,000円とする。</p> <p>イ 平成30年3月31日において、欠配一子のみを扶養することにより扶養手当を受けている職員が、4月1日以後も引き続き、満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある欠配一子のみを扶養することにより扶養手当を受ける場合、平成30年度の支給月額は11,500円、平成31年度から35年度までの支給月額は13,000円とする。</p> <p>(5) 平成30年度に支給する期末手当及び勤勉手当に関する経過措置 職務段階別加算対象職員に、規則で定める1級の職員を加える。</p>
施行期日	平成30年4月1日